5H-3

# 人権擁護法案を越える技術

井出 明<sup>†</sup> 近畿大学<sup>†</sup>

#### 1. はじめに

インターネット上で様々な形での人権侵害が行われていると言われるようになって久しい。 平成 14 年に自民党は、人権擁護法案を上程したものの、審議未了のまま廃案となった。その後、再度、国会の審議に持ち込む動きはあるものの未だ流動的である。本稿では、人権擁護法案のこれまで動きを概観するとともに、技術的手段によって法案と同じ効果が得られると解される対策について説明する。

# 2. 人権擁護法案とはどのようなものであったか

人権擁護法案は、主として2つの背景から提案されたものである。一つは、人種や宗教的差別からマイノリティを保護するという国際社会の要請に応えたものである。もう一つは、同和問題の解決の為の立法が要請されていたという点である。この2つの要請に応えた人権擁護法案は、人権委員会を独立行政委員会として組織している¹。さらに人権侵害の被害者が人権委員会に救済を求めたときは、人権委員会に強力な調査権を認めるとともに、調停や仲裁などのADR的な機能も持たせていた。

#### 3. その問題点と経過

この法案には、大きく2つの問題点が指摘されていた。一つは、どのような行為あるいは表現が"人権侵害"にあたるのかを具体的に特定することが出来ないという点である。極端なことを言えば「自分は傷ついた」という主張を立たる者が一人でもいた場合、この法文に規定された各種の手続きが発動される危険を孕んでいたのである。また、実際に人権救済手続きを司る人権委員の選任過程が不透明であり、強大な権力を持った人権委員が、ある特定の政治的勢力に利用される可能性も否定できなかった。つまりこの法案は、憲法が保障する"表現の自由"

The Technology to Overcome Human Rights Protection Bill † Akira Ide • Kinki Univ

に対する"過度の制約"に成り得たのである<sup>2</sup>。 なお、先述の通り法案そのものは、平成 14 年の 国会に上程され、審議未了のまま廃案となっている。但し、政府与党内には、本法案を復活させようとする勢力も残存しており、この法案の 法制化が蒸し返される潜在的危険は現在も続いている。

### 4. 技術による対応の可能性

このように法案そのものは大変問題点の多いものであり、とても立法化に耐えられるものではない。しかしながら、インターネット上での人権侵害は、現実に広範囲に渡って生じており、対策を採る必要性は共通の認識となっている<sup>3</sup>。総務省も、実効性の薄いプロバイダ責任法から一歩踏み込んだ、発信者情報の広範囲な開示を検討しつつある。

そこで人権擁護の精神と表現の自由を両立させるために、安易な人権擁護関連法規を制定することなく、法以外の社会的仕組みと技術によって解決する方法を模索すべきであろう。

ここで行う提案とは、以下のようなものであ る。まず、大手のプロバイダの間で、これまで マスメディアが作ってきた"放送禁止用語"に 類するリストの整備を行う。但し、このリスト は、情報の発信規制を目的とするものではない。 このリストを整備した上で、代表的な大型掲示 板に書き込む際、先述の差別用語のリストに抵 触する場合は、発信者に対して二つの"警告" を出し、同意を求めた上で接続プロバイダから 外部のプロバイダに情報が流れるような仕組み を作ることを考えたい。具体的な警告内容とは、 ①発信者情報を含めたこの書き込みに関する情 報がプロバイダ協会に類する組織に蓄積される こと②蓄積された情報に対してプロバイダ責任 法による開示請求がなされた場合に、開示に同 意することをソフトウェア的な自動処理として 発信者に求めるようにするのである。

このようなスキームで解決する方法を模索することは、大きな意味がある。日本国内における人権侵害は、個別のサイトで起きているとい

うよりも、2ちゃんねる等の大型掲示板で起きている<sup>4</sup>。そして、現在のところ大型掲示板の管理者に善処を希望したとしても、実効力のある対応はなされていないという現実がある。今回提示した枠組みは、掲示板管理者の手を煩わせることなしに、人権救済を可能にする特徴を持っている。また、書き手の側も個人が特定される可能性が高まった状態で書き込みをすることになるので、そこには自然と自己抑制が働き、人権侵害的な書き込みは少なくなることが予測される。

法論理として考えても、今回提案した手法は、HPをたてること自体は何ら制限を設けておらず、また、情報の発信そのものを規制しているわけではない。トラブル処理のための制度的合意を発信前に取るだけなので、表現の自由に関する過度の制約になるとは言えないであろう。

なお、言葉そのものを規制したとしても、単なる言葉狩りとなり、大きな意味は持たないとする反論もあり得るかもしれない。しかし、教育目的から考えた場合、悪意のある言葉に子供達が日常的に接しているという状況は望ましいとは言えない。公共空間で使うべきではない言葉については、日常的に目を触れさせないことによって、常識とも言うべき倫理観が涵養されると思われる。

#### 5. おわりに

インターネット上の人権侵害は現在も続いて おり、むしろ拡大の方向に向かっている。この ような現状下、安易な立法による解決に頼るこ とをせずに、業界が自主的なルールを決めて、 技術的な対応を行っていくことは、インターネ ット時代の表現の自由を守る上で大変重要であ ると考えられる。

[注]多くの先進国では、人権擁護のための法制度はかなり充実している。アメリカでは、差別的な発言は"ヘイトスピーチ"と呼ばれ、様々な法律によって規制されている。また同様の法律は"嫌がらせ行為保護法"として対して、を明確に差別主義者や迷惑な降して、るいのような国際基準から考えるない。と言えよう。このような国際基準から考えるない。と言えよう。このような国際基準から考えいはずであるが、本文に示したとおり、日本にも同様のための法律の提案は、表現の自由に関する過度の制約となる可能性を捨てきれなに関する過度の制約となる可能性を捨てきれな

い。また、表現の自由を尊重することに関して 国民全般の不断の努力がなされているとは言い 難く、現在の状況で人権擁護に関する法律が制 定されたとしても、別の弊害が生じることが懸 念される。

## 【参考文献】

- 1 田島郁彦「人権擁護法とは何か」『誰のための 人権か』田島郁彦・梓澤和幸編著 日本評論社 2003 年 pp2-pp17
- <sup>2</sup> 櫻井よしこ・平沼赳夫「(特別対談)人権擁護 法案が日本を滅ぼす」『危ない!人権擁護法案 迫り来る先進国型全体主義の恐怖』人権擁護法 案を考える市民の会編 展転社 2006年 pp14pp25
- <sup>3</sup> 『平成 18 年版 人権教育・啓発白書』法務 省・文部科学省編 独立行政法人国立印刷局 2006 年 pp95-pp97
- 4 毎日新聞 2007 年1月1日 第1面
- 5 奥平康弘『表現の自由を求めて アメリカにおける権利獲得の軌跡』岩波書店 1999 年 pp225-pp227
- <sup>6</sup> 岩下久美子『人はなぜストーカーになるのか』 文藝春秋 2001 年 pp182-pp189